

(目的)

第1条 山北町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の規定に基づき、町民の生活に必要な輸送の確保その他公共交通の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関する協議等を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 町内におけるバス等地域公共交通のあり方に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (3) 町が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関すること。
- (4) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民又は利用者の代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関東運輸局神奈川運輸支局
- (4) 神奈川県の関係行政機関
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 副町長及び町長が必要と認めた職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が交通会議の運営上必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(役員の数及び選任)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 監事は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、交通会議の会計を監査する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員はやむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提供させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第8条 交通会議が提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じて交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 交通会議の事務を処理するため、山北町企画総務課に交通会議の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 交通会議の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第12条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月 日から施行する。